

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第83号

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(香川県税条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県税条例施行規則(昭和29年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証券による納付又は納入)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 前項の規定により納付又は納入することができる証券は、その券面金額が徴収すべき金額を超えないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、<u>権利の行使のため定められた期間</u>の満了に近いもの又は支払が不確実であると認めるものについては、<u>税務出納員及び税務取扱員はこれを受け取ることを拒絶することができる。</u></p> <p>(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が受領者の所在地又は受領者が払い込むべき指定金融機関等の所在地であって、その<u>提示期間内に支払のための提示をすることができるもの</u></p> <p>(2) 会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする<u>郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する振替払出証書又は持参人払式の同銀行が発行する為替証書若しくは会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする同銀行が発行する為替証書</u>で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>3 前項各号に掲げる証券をその<u>権利の行使のため定められた期間内に提示して支払を請求した場合において支払の拒絶があったときは、その徴収金は初めから納付又は納入がなかったものとみなす。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(証券による納付又は納入)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 前項の規定により納付又は納入することができる証券は、その券面金額が徴収すべき金額を超えないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、<u>呈示期間若しくは有効期間</u>の満了に近いもの又は支払が不確実であると認めるものについては、<u>税務出納員及び税務取扱員はこれを受け取ることを拒絶することができる。</u></p> <p>(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が受領者の所在地又は受領者が払い込むべき指定金融機関等の所在地であって、その<u>呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの</u></p> <p>(2) 会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする<u>郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証書若しくは会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする郵便為替証書</u>で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>3 前項各号に掲げる証券を呈示期間又は有効期間内に呈示して支払を請求した場合において支払の拒絶があったときは、その徴収金は初めから納付又は納入がなかったものとみなす。</p> <p>4 略</p>

第4号様式(その4)(納税通知書の表面)、第5号様式(その1)(第1片の表面)、(第2片の表面)及び(第3片の表面)、第5号様式(その2)(納付書の表面)、第5号様式(その4)(納付(入)書の表面)、第5号様式(その5)(納付書の表面)、第5号様式(その6)(納付(入)書の表

面)、第5号様式(その7)(納付書の表面)並びに第5号様式(その8)(第1片)、(第2片)及び(第3片の表面)中「郵便振替口座番号」を「口座番号」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>第5号様式(その9)(第3条関係) (第1片)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;"> 県民税利子割納入書 兼納入済通知書(払込取扱票) </td> </tr> <tr> <td colspan="2">口座番号</td> <td colspan="10">香川県</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">億・千・百・十・万・千・百・十・円</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td colspan="2">年 月 日 提出</td> <td colspan="9">特別徴取義務者番号</td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td>01</td> <td colspan="10">億・千・百・十・万・千・百・十・円</td> </tr> <tr> <td>納入金額</td> <td>02</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>03</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>04</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td colspan="12"> 上記のとおり納入(通知)します。 (納入書は、郵便局保管) (納入済通知書は、香川県保管) 県民税利子割特別徴収税額計算書 </td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">01 公社債利子</td> <td colspan="2">10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益</td> <td colspan="5">特別徴取者取扱所等</td> <td colspan="2">県・営 所在地及び名称</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">02 銀行預金利子</td> <td colspan="2">20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益</td> <td colspan="5">(電話)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td colspan="5">支 払 額</td> <td colspan="5">税 額</td> <td>課税事務所</td> </tr> <tr> <td>課税</td> <td>11</td> <td colspan="5">十億千百十万千百十円</td> <td colspan="5">億千百十万千百十円</td> <td>取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>12</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> <td rowspan="2">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>13</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="12">摘要</td> </tr> </table>	県民税利子割納入書 兼納入済通知書(払込取扱票)												口座番号		香川県										億・千・百・十・万・千・百・十・円												加入者名	年 月 日 提出		特別徴取義務者番号									支払金額	01	億・千・百・十・万・千・百・十・円										納入金額	02												03												04											上記のとおり納入(通知)します。 (納入書は、郵便局保管) (納入済通知書は、香川県保管) 県民税利子割特別徴収税額計算書												種類	01 公社債利子		10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		特別徴取者取扱所等					県・営 所在地及び名称			02 銀行預金利子		20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		(電話)							区分	支 払 額					税 額					課税事務所	課税	11	十億千百十万千百十円					億千百十万千百十円					取りまとめ店	非課税	12											領収日付印	非課税	13												14											摘要												<p>第5号様式(その9)(第3条関係) (第1片)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;"> 県民税利子割納入書 兼納入済通知書(払込取扱票) </td> </tr> <tr> <td colspan="2">口座番号</td> <td colspan="10">香川県</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">億・千・百・十・万・千・百・十・円</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td colspan="2">年 月 日 提出</td> <td colspan="9">特別徴取義務者番号</td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td>01</td> <td colspan="10">億・千・百・十・万・千・百・十・円</td> </tr> <tr> <td>納入金額</td> <td>02</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>03</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>04</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td colspan="12"> 上記のとおり納入(通知)します。 (納入書は、郵便局保管) (納入済通知書は、香川県保管) 県民税利子割特別徴収税額計算書 </td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">01 公社債利子</td> <td colspan="2">10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益</td> <td colspan="5">特別徴取者取扱所等</td> <td colspan="2">県・営 所在地及び名称</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">07 郵便貯金利子</td> <td colspan="2">20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益</td> <td colspan="5">(電話)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td colspan="5">支 払 額</td> <td colspan="5">税 額</td> <td>課税事務所</td> </tr> <tr> <td>課税</td> <td>11</td> <td colspan="5">十億千百十万千百十円</td> <td colspan="5">億千百十万千百十円</td> <td>取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>12</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> <td rowspan="2">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>13</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="12">摘要</td> </tr> </table>	県民税利子割納入書 兼納入済通知書(払込取扱票)												口座番号		香川県										億・千・百・十・万・千・百・十・円												加入者名	年 月 日 提出		特別徴取義務者番号									支払金額	01	億・千・百・十・万・千・百・十・円										納入金額	02												03												04											上記のとおり納入(通知)します。 (納入書は、郵便局保管) (納入済通知書は、香川県保管) 県民税利子割特別徴収税額計算書												種類	01 公社債利子		10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		特別徴取者取扱所等					県・営 所在地及び名称			07 郵便貯金利子		20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		(電話)							区分	支 払 額					税 額					課税事務所	課税	11	十億千百十万千百十円					億千百十万千百十円					取りまとめ店	非課税	12											領収日付印	非課税	13												14											摘要											
県民税利子割納入書 兼納入済通知書(払込取扱票)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
口座番号		香川県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
億・千・百・十・万・千・百・十・円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
加入者名	年 月 日 提出		特別徴取義務者番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
支払金額	01	億・千・百・十・万・千・百・十・円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
納入金額	02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
上記のとおり納入(通知)します。 (納入書は、郵便局保管) (納入済通知書は、香川県保管) 県民税利子割特別徴収税額計算書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
種類	01 公社債利子		10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		特別徴取者取扱所等					県・営 所在地及び名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	02 銀行預金利子		20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		(電話)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区分	支 払 額					税 額					課税事務所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
課税	11	十億千百十万千百十円					億千百十万千百十円					取りまとめ店																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
非課税	12											領収日付印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
非課税	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
県民税利子割納入書 兼納入済通知書(払込取扱票)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
口座番号		香川県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
億・千・百・十・万・千・百・十・円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
加入者名	年 月 日 提出		特別徴取義務者番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
支払金額	01	億・千・百・十・万・千・百・十・円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
納入金額	02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
上記のとおり納入(通知)します。 (納入書は、郵便局保管) (納入済通知書は、香川県保管) 県民税利子割特別徴収税額計算書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
種類	01 公社債利子		10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		特別徴取者取扱所等					県・営 所在地及び名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	07 郵便貯金利子		20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		(電話)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区分	支 払 額					税 額					課税事務所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
課税	11	十億千百十万千百十円					億千百十万千百十円					取りまとめ店																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
非課税	12											領収日付印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
非課税	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

(第2片)

香川県 県民税利子割領収証書 図											
口座番号						億 千 百 十 万 千 百 十 円					
加入者名		年 月 日 提出		特別徴収義務者番号							
支払金額		01		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		納税額		02			
納入金額		延滞金		03		合計		04			
上記のとおり領収しました。						(納入者保管)					
県民税利子割特別徴収税額計算書						特 別 徴 収 者 取 業 披 露 所 等					
種 類		01 公社債利子		10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		02 銀行預金利子		20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		殿	
区 分		支 払 額		税 額							
課 税		11		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		億 千 百 十 万 千 百 十 円					
非課税		12		非居住者・外国人		13		その他			
計		14									
摘 要						領 収 日 付 印					

第5号様式(その10) (第3条関係)
 (納付書の表面)
 略
 (納付書の裏面)

<p>この受領証は、重要な証拠となりま すから大切に保存してください。</p> <p>ご注意 この払込書は、機械で処理します ので、本票を汚したり、折り曲げたり しないでください。</p>	<p>注意 延滞金額の欄に表示があるときは、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの 延滞日数で計算しています。</p> <p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応 じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その 端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を超過す る日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間に ついては、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年 法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割 引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない 場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金 額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合 は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である ときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。</p>
--	---

(第2片)

香川県 県民税利子割領収証書 図											
口座番号						億 千 百 十 万 千 百 十 円					
加入者名		年 月 日 提出		特別徴収義務者番号							
支払金額		01		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		納税額		02			
納入金額		延滞金		03		合計		04			
上記のとおり領収しました。						(納入者保管)					
県民税利子割特別徴収税額計算書						特 別 徴 収 者 取 業 披 露 所 等					
種 類		01 公社債利子		10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		07 郵便貯金利子		20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		殿	
区 分		支 払 額		税 額							
課 税		11		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		億 千 百 十 万 千 百 十 円					
非課税		12		非居住者・外国人		13		その他			
計		14									
摘 要						領 収 日 付 印					

第5号様式(その10) (第3条関係)
 (納付書の表面)
 略
 (納付書の裏面)

<p>この受領証は、郵便局で機械処理を した場合は郵便振替の払込みの証拠と なるものですから大切に保存してくだ さい。</p> <p>ご注意 この払込書は、機械で処理します ので、本票を汚したり、折り曲げたり しないでください。</p>	<p>注意 延滞金額の欄に表示があるときは、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの 延滞日数で計算しています。</p> <p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応 じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その 端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を超過す る日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間に ついては、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年 法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割 引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない 場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金 額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合 は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である ときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。</p>
--	---

第6号様式及び第54号様式中「郵便振替口座番号」を「口座番号」に改める。

(香川県会計規則の一部改正)

第2条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 金銭会計(第7条～第110条)</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 収入(第20条～第50条の2)</p> <p>第20条～第43条 略</p> <p>第44条(振替払出証書等の準用)</p> <p>第45条～第50条の2 略</p> <p>第3節～第7節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 指定金融機関等(第219条～第250条)</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 収納事務(第223条～第230条)</p> <p>第223条～第227条 略</p> <p>第228条(振替払出証書等の処理)</p> <p>第229条・第230条 略</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第8章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>(出納員の設置等)</p> <p>第4条 会計管理者の事務を補助させるため、<u>出納局会計課</u>及び必要と認める課又は所に出納員を置く。</p> <p>2～6 略</p> <p>(代替証券による収納)</p> <p>第34条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 金銭会計(第7条～第110条)</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 収入(第20条～第50条の2)</p> <p>第20条～第43条 略</p> <p>第44条(郵便振替払出証書等の準用)</p> <p>第45条～第50条の2 略</p> <p>第3節～第7節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 指定金融機関等(第219条～第250条)</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 収納事務(第223条～第230条)</p> <p>第223条～第227条 略</p> <p>第228条(郵便振替払出証書等の処理)</p> <p>第229条・第230条 略</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第8章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>(出納員の設置等)</p> <p>第4条 会計管理者の事務を補助させるため、<u>出納局の各課</u>及び必要と認める課又は所に出納員を置く。</p> <p>2～6 略</p> <p>(代替証券による収納)</p> <p>第34条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入について、納入者から次に掲げる証券(同条第3号に掲げ</p>

- (1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関等を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が受領者の所在地又は受領者が払い込むべき指定金融機関等の所在地であつて、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの
- (2) 会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する振替払出証書又は持参人払式の同銀行が発行する為替証書若しくは会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする同銀行が発行する為替証書で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの
- (3) 略

(証券の受領拒絶)

第36条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第34条第1号に規定する小切手又は同条第2号に規定する振替払出証書若しくは為替証書であってもその支払が確実でないとき、その受領を拒絶することができる。

(振替払出証書等の準用)

第44条 略

(前渡金の保管)

第70条 略

2 前項の保管の方法は、金融機関の普通預金又は普通貯金によるものとする。ただし、直ちに支払を要する場合は、この限りでない。

(振替払出証書等の処理)

第228条 略

る収入にあつては、第2号に掲げるものに限る。)でその額面金額が納付金額を超えないものの納付があつたときは、これを現金に代えて受領することができる。この場合においては、証券領収書(第10号様式)を、納入者に交付し、証券受払簿に登録の上、前条第1項後段の規定に準じて払い込まなければならない。

- (1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関等を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が受領者の所在地又は受領者が払い込むべき指定金融機関等の所在地であつて、その呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの
- (2) 会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証書若しくは会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする郵便為替証書で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの

(3) 略

(証券の受領拒絶)

第36条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第34条第1号に規定する小切手であってもその支払が確実でないとき、その受領を拒絶することができる。

(郵便振替払出証書等の準用)

第44条 前3条の規定は、第34条第2号及び第3号に規定する代替証券による収入について準用する。

(前渡金の保管)

第70条 略

2 前項の保管の方法は、通常郵便貯金又は金融機関の普通預金若しくは普通貯金によるものとする。ただし、直ちに支払を要する場合は、この限りでない。

(郵便振替払出証書等の処理)

第228条 指定金融機関等は、第34条第2号及び第3号に規定する代替証券により収納した後において当該証券について支払拒絶があつたときは、前

(隔地払の手続)

第233条 取引店は、第64条の規定により会計管理者又は県税事務所等の出納員から隔地の債権者に支払う旨の支払書の送付を受けたときは、直ちに為替の方法によって送金の手続をしなければならない。

2・3 略

第27号様式 (第63条の2関係)

(日本工業規格A列4番)

支 払 書 送 達 書

年 月 日

取引店(取りまとめ店) 殿

次のとおり支払書を送付します。

会計管理者(県税事務所等の出納員) 回

年度 本庁(所)

支払年月日:

支払方法 区分	1 口座振替払 (円)	2 現金払 (円)	3 現金払 (払込み) (円)	4 隔地払 (円)	計 (円)

条の規定に準じて処理しなければならない。

(隔地払の手続)

第233条 取引店は、第64条の規定により会計管理者又は県税事務所等の出納員から隔地の債権者に支払う旨の支払書の送付を受けたときは、直ちに為替又は郵便振替の方法によって送金の手続をしなければならない。

2・3 略

第27号様式 (第63条の2関係)

(日本工業規格A列4番)

支 払 書 送 達 書

年 月 日

取引店(取りまとめ店) 殿

次のとおり支払書を送付します。

会計管理者(県税事務所等の出納員) 回

年度 本庁(所)

支払年月日:

支払方法 区分	1 口座振替払 (円)	2 現金払 (円)	3 現金払 (払込み) (円)	4 隔地払 (銀行等) (円)	5 隔地払 (郵便局) (円)	計 (円)

第28号様式の2 (第63条の2 関係)

(日本工業規格A列4番)

支 払 書 受 領 書

年 月 日

会計管理者(県税事務所等の出納員) 殿
次のおり支払書を受領しました。

取引店(取りまとめ店) 図

年度 本庁(所)

支払年月日:

支払方法 区分	1 口座振替払 (円)	2 現金払 (円)	3 現金払 (払込み) (円)	4 隔地払 (円)	計 (円)

第28号様式の2 (第63条の2 関係)

(日本工業規格A列4番)

支 払 書 受 領 書

年 月 日

会計管理者(県税事務所等の出納員) 殿
次のおり支払書を受領しました。

取引店(取りまとめ店) 図

年度 本庁(所)

支払年月日:

支払方法 区分	1 口座振替払 (円)	2 現金払 (円)	3 現金払 (払込み) (円)	4 隔地払 (銀行等) (円)	5 隔地払 (郵便局) (円)	計 (円)

改正後	改正前
第12号様式（第12条関係） （日本工業規格A列4番） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 第 号 地方公務員災害補償 年金証書 略 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 受給権者の氏名 _____ _____年 月 日生 略 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 別記 <div style="text-align: center;">〔注意事項〕</div> 1～4 略 5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあつては、被災職員の妻であつた者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、この証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。 6～10 略 </div>	第12号様式（第12条関係） （日本工業規格A列4番） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 第 号 地方公務員災害補償 年金証書 略 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 受給権者の氏名 _____ _____年 月 日生 略 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 別記 <div style="text-align: center;">〔注意事項〕</div> 1～4 略 5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあつては、被災職員の妻であつた者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱いを受けようとする場合は、この証書を金融機関の営業所等又は郵便局に提示することにより非課税の取扱いが認められます。 6～10 略 </div>

（風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年香川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（独立行政法人その他の法人） 第3条 略 （1）～（4） 略	（独立行政法人その他の法人） 第3条 条例第2条第2項の規則で定める独立行政法人その他の法人は、次に掲げる者とする。 （1）～（4） 略 <u>（5） 日本郵政公社</u>

(5)～(10) 略

(6)～(11) 略

(政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年香川県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資 産 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 ㊟</p> <p>1～3 略</p> <p>4 預金及び貯金 (1)・(2) 略</p> <p>5～9 略</p>	<p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資 産 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 ㊟</p> <p>1～3 略</p> <p>4 預金、貯金及び郵便貯金 (1)・(2) 略 (3) 郵便貯金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p style="text-align: right;">郵便貯金の総額 円</p></div> <p>注 通常郵便貯金を除く。</p> <p>5～9 略</p>

第2号様式（第3条関係）

年 月 日
資 産 等 補 充 報 告 書

香川県知事 ㊟

1～3 略

4 預金及び貯金

(1)・(2) 略

5～9 略

第2号様式（第3条関係）

年 月 日
資 産 等 補 充 報 告 書

香川県知事 ㊟

1～3 略

4 預金、貯金及び郵便貯金

(1)・(2) 略

(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額 円

注 通常郵便貯金を除く。

5～9 略

(香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第6条 香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第6条関係）		別表第1（第2条、第6条関係）	
公共的施設の区分	公共的施設	公共的施設の区分	公共的施設
1 建築物	(1)～(6) 略 (7) 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設 (8)～(26) 略	1 建築物	(1)～(6) 略 (7) 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設 (8)～(26) 略
2～5 略		2～5 略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(香川県税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和23年法律第60号。以下「旧郵便振替法」という。）第38条第2項第1号に規定する払出証書及び整備法第2条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和23年法律第59号。以下「旧郵便為替法」という。）第20条第1項に規定する郵便為替証書については、第1条の規定による改正前の香川県税条例施行規則（以下「旧香川県税条例施行規則」という。）第13条の2第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 第1条の規定による改正後の香川県税条例施行規則第5号様式（その9）の規定の適用については、当分の間、同様式（その9）中「 銀行預金利子」とあるのは、「 銀行預金利子 郵便貯金利子」とする。
- 4 旧香川県税条例施行規則第5号様式（その10）による用紙は、当分の間、使用することができる。
（香川県会計規則の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この規則の施行の際現に存する旧郵便振替法第38条第2項第1号に規定する払出証書及び旧郵便為替法第20条第1項に規定する郵便為替証書については、第2条の規定による改正前の香川県会計規則（以下「旧香川県会計規則」という。）第34条、第44条及び第228条の規定は、なおその効力を有する。
- 6 旧香川県会計規則第27号様式、第28号様式の2及び第120号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。